

北伊勢工業用水道メールマガジン

平素は北伊勢工業用水道事業の運営にご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

令和5年9月の「北伊勢工業用水道メールマガジン」を配信させていただきますので、よろしくお願いいたします。

----- 目 次 -----

- ・水源状況
 - ・水質検査結果
 - ・北伊勢工業用水道事業連絡会議【令和5年11月上旬頃開催】
 - ・休止水量申請について
 - ・停電を伴う作業のご連絡のお願いについて
 - ・工業用水道に関する問い合わせ先
-

◆◆◆ 水源状況 9月22日 ◆◆◆

施設名	貯水容量 (千m ³)	貯水量 (千m ³)	貯水率 (%)
岩屋ダム(9/22 0時現在)	※61,900	47,749	77
伊坂ダム(9/22 8時現在)	3,716	3,173	85
山村ダム(9/22 8時現在)	1,964	1,607	82

※利水容量。岩屋ダムでは、通年2月20日から5月20日の間は、発電を主体とした放流を行い、3月末に向けて一時的に貯水池容量を低下させ、再び上昇させる運用（Vカット運用）をしています。

2 / 20 ~ 3 / 31 61,900 千m³ ~ 15,000 千m³

3 / 31 ~ 5 / 20 15,000 千m³ ~ 61,900 千m³

5 / 20 ~ 翌2 / 20 61,900 千m³

9月21日に北伊勢工業用水道の主要な水源である木曾川総合用水の岩屋ダムを管理する水資源機構において、水源状況説明会が行われました。

岩屋ダム地点の降水量は9月に入って、平年の35%にとどまっており、ダムの利水貯水量は9月9日以降徐々に減少しています。

現在、岩屋ダムの貯水量は毎日 1,350 千 m³ 程度減少しており、このまま降雨がなければ、さらなる貯水量の低下が見込まれます。

(9月22日0時現在の利水貯水量 47,749 千 m³ (77.1%))

(※9/21の降水により若干水位は上昇しています。)

なお、伊坂ダム、山村ダムの水位を上げて利水貯水量を確保してまいります。

(参考) 岩屋ダム水源状況

<https://www.water.go.jp/chubu/iwaya/html/suigen/suigen.html>

(参考) 県営水道用水供給事業及び工業用水道事業の水源状況 (毎週月曜更新)

<https://www.pref.mie.lg.jp/D1KIGYO/12674013222.htm>

◆◆◆ 水質検査結果 ◆◆◆

毎月、工業用水の水質検査を実施しています。配水管の配置や運用上、お近くの測定点(配水地点)の結果と受水地点での水質が合致しない場合もありますので、参考としてご理解ください。

https://www.pref.mie.lg.jp/SUISHITU/HP/000067607_00005.htm

三重県 HP (トップ) ⇒観光・産業・しごと⇒産業⇒公営企業(水道用水供給・工業用水道) ⇒水質管理情報センター⇒水質検査結果

◆◆◆ 北伊勢工業用水道事業連絡会議 ◆◆◆

令和5年11月上旬頃に「北伊勢工業用水道事業連絡会議」を開催いたします。会議の日時、場所及び議題については、正式に決まり次第 FAX・メールにて、改めてご連絡させていただきますので、ご多忙のところ申し訳ありませんがご出席のほどよろしくお願ひします。

◆◆◆ 休止水量申請について ◆◆◆

令和5年下半期における「休止水量申請」について、9月15日付けで FAX 及び希望ユーザーへメールを送付させていただいておりますが、改めてご連絡させていただきます。

【休止水量申請について】

- 1) 休止水量を申請されるユーザー様は「工業用水使用休止承認申請書」(第16号様式)をご提出ください。
- 2) 今回の申請で対象となる休止期間は「2023年11月1日～2024年4月30日」となります。
- 3) 休止承認申請は休止期間ごとに行う必要がありますので、前期間(2023年5月1日～10月31日)から休止水量を変更しないユーザー様におかれましてはご提出をお願いします。

なお、休止承認申請書の提出がない場合、休止水量は0 m³/日となりますのでご注意ください。

ご多忙のところ申し訳ありませんが、工業用水使用休止承認申請書の提出は、10月12日（木）までをお願いします。

- 4) 休止水量が前期間から変更となるユーザー様につきましては、工業用水量水装置の設定変更作業を11月1日前後に行います。（作業は現地で行い、10～20分程度で終了します。設定変更の対象となるユーザー様には個別に10月中旬～下旬にご連絡します。）

設定変更後に量水装置盤へ「工業用水道超過使用水量設定（変更）確認書」を貼付けさせていただきますので、ご確認いただき、確認者欄への記入をよろしくをお願いします。

「工業用水道超過使用水量設定（変更）確認書」は、11月30日の検針時に回収させていただきます。

（三重県工業用水道条例及び同施行規程・個別様式）

<https://www.pref.mie.lg.jp/D1KIGYO/12650013195.htm>

※各様式の記入用電子データ(Word)がありますのでご活用ください。

◆◆◆ 停電を伴う作業のご連絡のお願いについて ◆◆◆

工業用水の受水箇所における停電を伴う作業を実施されるときは、量水装置の調整が必要な場合がありますので、お手数ですが、事前に工水保全課（下記問い合わせ先）へご連絡いただきますようお願いいたします。

◆◆◆ 工業用水道に関する問い合わせ先 ◆◆◆

三重県企業庁 北勢水道事務所 配水運営部 工水保全課

〒510-0075

三重県四日市市安島2丁目7-15

電話番号：059-351-1562

ファックス番号：059-351-1566

メールアドレス（工水保全課）：suidoh4@pref.mie.lg.jp



<三重県企業庁 HP>

<https://www.pref.mie.lg.jp/D1KIGYO/>

三重県企業庁はISO9001を取得しています。

-----【9月発行担当】-----

工水保全課 主幹 中井 啓介（ナカイ ケイスケ）